

住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結  
の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出時の許可番号  
商号又は名称  
郵便番号  
主たる事務所の所在地  
氏名（法人にあつては、代表者の氏名） 印  
電話番号  
ファクシミリ番号

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
知事

記

1 基準日 年 月 日

2 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について

2-1 1の基準日前6月間に引き渡した建設新築住宅について

(1) 建設新築住宅（その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅又は令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。）の戸数

イ

(2) ①その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅（令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。）の戸数

ロ

②法第3条第3項の算定特例適用後の戸数（ロ × 0.5）

ハ

(3) ①令第3条第1項に規定する建設新築住宅（その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅を除く。）の戸数

ニ

②令第3条第2項の算定特例適用後の戸数

令第3条第1項の書面に記載された2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	令第3条第2項の算定特例適用前の戸数	令第3条第2項の算定特例適用後の戸数
合計戸数	ニ	ホ

(4) ①その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅であつて、かつ、令第3条第1項に規定する建設新築住宅であるものの戸数

へ

②法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用後の戸数

令第3条第1項の書面に記載された2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用前の戸数	法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用後の戸数
合計戸数	へ	ト

(5) 住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建設新築住宅の合計戸数

イ + ハ + ホ + ト = チ

2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建設新築住宅の合計戸数

リ

2-3 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

2-4 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
(計)ヌ			

2-5 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ル

2-6 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)ヲ

2-7 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

ヌ + ル + ヲ =
-------------

3 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
	合計戸数

4 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅の合計戸数

--

注1 「建設新築住宅」とは、法第3条第2項に規定する建設新築住宅をいう。

注2 「建設瑕疵負担割合」とは、令第3条第1項に規定する建設瑕疵負担割合をいう。

注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあつては、当該端数を切り上げて記載するものとする。

注4 2-2の合計戸数は、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。

注5 2-5の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第5条ただし書の規定により、住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託について確認を受けたく、下記のとおり申請します。なお、当該供託をした後の住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況については、別紙のとおりです。

年 月 日

届出時の許可番号  
商号又は名称  
郵便番号  
主たる事務所の所在地  
氏名（法人にあつては、代表者の氏名） 印  
電話番号  
ファクシミリ番号

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
知事

記

1 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

2 直前の基準日において供託していた住宅建設瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計)イ

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

---

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ロ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)ハ

(4) 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

イ + ロ + ハ =

3 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額

4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計)ニ

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ホ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額

				(計)へ
--	--	--	--	------

(4) 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

ニ + ホ + ヘ =
-------------

注 2 (2) 及び 4 (2) の割合は、第 4 条第 1 項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について

1 基準日 年 月 日

2 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について

2-1 1の基準日前6月間に引き渡した建設新築住宅について

(1) 建設新築住宅（その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅又は令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。）の戸数

イ

(2) ①その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅（令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。）の戸数

ロ

②法第3条第3項の算定特例適用後の戸数（ $\text{ロ} \times 0.5$ ）

ハ

(3) ①令第3条第1項に規定する建設新築住宅（その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅を除く。）の戸数

ニ

②令第3条第2項の算定特例適用後の戸数

令第3条第1項の書面に記載された2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	令第3条第2項の算定特例適用前の戸数	令第3条第2項の算定特例適用後の戸数
合計戸数	ニ	ホ

(4) ①その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅であって、かつ、令第3条第1項に規定する建設新築住宅であるものの戸数

ヘ

②法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用後の戸数

令第3条第1項の書面に記載された2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用前の戸数	法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用後の戸数

	合計戸数	へ ト

(5) 住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建設新築住宅の合計戸数

イ + ハ + ホ + ト = チ
-------------------

2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建設新築住宅の合計戸数

リ
---

2-3 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

--

2-4 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計)ヌ

2-5 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ル

2-6 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)ヲ

2-7 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

ヌ + ル + ヲ =
-------------

3 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡し





住宅建設瑕疵担保保証金について他の債権者に先立って  
弁済を受ける権利を有することについての確認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第6条第2項第3号の規定により、  
供託建設業者が供託をしている住宅建設瑕疵担保保証金について他の債権者に先立って弁  
済を受ける権利を有することについて確認を受けたく、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

氏名又は名称

印

（法人にあつては、代表者の氏名）

電話番号

国土交通大臣 殿

記

- 1 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第6条第1項の供託建設業者の名称
- 3 法第6条第1項の損害賠償請求権の額

住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出時の許可番号  
商号又は名称  
郵便番号  
主たる事務所の所在地  
氏名（法人にあつては、代表者の氏名） 印  
電話番号  
ファクシミリ番号

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
知事

記

1 法第6条第1項の権利の実行により、国土交通大臣又は都道府県知事から通知書の送付を受けた日  
年 月 日

2 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

3 直前の基準日において供託していた住宅建設瑕疵担保保証金について  
(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計)イ

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ロ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)ハ

(4) 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

イ + ロ + ハ =

4 法第6条第1項の権利の実行その他の理由により還付された住宅建設瑕疵担保保証金の額

5 法第6条第1項の権利の実行その他の理由により生じた住宅建設瑕疵担保保証金の不足額

6 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計)ニ

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ホ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)へ

(4) 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

ニ + ホ + ヘ =

注 3 (2) 及び 6 (2) の割合は、第 4 条第 1 項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

住宅建設瑕疵担保保証金の保管替え等についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出時の許可番号

商号又は名称

郵便番号

主たる事務所の所在地

氏名（法人にあつては、代表者の氏名） 印

電話番号

ファクシミリ番号

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
知事

記

1 主たる事務所の所在地の変更年月日

年 月 日

2 主たる事務所の所在地について

（新）

（旧）

3 住宅建設瑕疵担保保証金の供託をしている供託所及びその所在地について

（新）

（旧）

住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しについての承認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第9条第2項の規定により、住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しについて承認を受けたく、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請時の許可番号  
商号又は名称  
郵便番号  
主たる事務所の所在地  
氏名（法人にあつては、代表者の氏名） 印  
電話番号  
ファクシミリ番号

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
知事

記

1 基準日 年 月 日

2 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

イ

3 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

ロ

4 3の基準額を超えることとなった額

イ - ロ =

5 取戻しをしようとする住宅建設瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額

			(計)ハ

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ニ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)ホ

(4) 取戻しをしようとする住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

ハ + ニ + ホ =
-------------

注 5 (2) の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。



住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結  
の状況についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第12条第1項の規定により、下記  
のとおり届け出ます。

年 月 日

届出時の免許証番号  
商号又は名称  
郵便番号  
主たる事務所の所在地  
氏名（法人にあつては、代表者の氏名） 印  
電話番号  
ファクシミリ番号

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
知事

記

1 基準日 年 月 日

2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について

2-1 1の基準日前6月間に引き渡した販売新築住宅について

(1) 販売新築住宅（その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅  
又は令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

イ

(2) ①その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅（令第6条第  
1項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

ロ

②法第11条第3項の算定特例適用後の戸数（ロ × 0.5）

ハ

(3) ①令第6条第1項に規定する販売新築住宅（その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。）の戸数

ニ

②令第6条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	令第6条第2項の算定特例適用前の戸数	令第6条第2項の算定特例適用後の戸数
合計戸数	ニ	ホ

(4) ①その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅であって、かつ、令第6条第1項に規定する販売新築住宅であるものの戸数

へ

②法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用前の戸数	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用後の戸数
合計戸数	へ	ト

(5) 住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

イ + ハ + ホ + ト = チ

2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

リ

2-3 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

2-4 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額

		(計)ヌ
--	--	------

2-5 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ル

2-6 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)ヲ

2-7 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ヌ + ル + ヲ =
-------------

3 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
合計戸数	

4 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計戸数

--

- 注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。
- 注2 「販売瑕疵負担割合」とは、令第6条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。
- 注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあつては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
- 注4 2-2の合計戸数の記載に当たり、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。
- 注5 2-5の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するも

のとする。

住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第13条ただし書の規定により、住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託について確認を受けたく、下記のとおり申請します。なお、当該供託をした後の住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況については、別紙のとおりです。

年 月 日

届出時の免許証番号  
商号又は名称  
郵便番号  
主たる事務所の所在地  
氏名（法人にあつては、代表者の氏名） 印  
電話番号  
ファクシミリ番号

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
知事

記

1 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

2 直前の基準日において供託していた住宅販売瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計)イ

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

---

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ロ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)ハ

(4) 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

イ + ロ + ハ =

3 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額

4 新たに供託した住宅販売瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計)ニ

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ホ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額

				(計)へ
--	--	--	--	------

(4) 新たに供託した住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ニ + ホ + ヘ =
-------------

注 2 (2) 及び4 (2) の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について

1 基準日 年 月 日

2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について

2-1 1の基準日前6月間に引き渡した販売新築住宅について

(1) 販売新築住宅（その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅又は令第3条第1項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

イ

(2) ①その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅（令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。）の戸数

ロ

②法第11条第3項の算定特例適用後の戸数（ロ × 0.5）

ハ

(3) ①令第6条第1項に規定する販売新築住宅（その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。）の戸数

ニ

②令第6条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	令第6条第2項の算定特例適用前の戸数	令第6条第2項の算定特例適用後の戸数
合計戸数	ニ	ホ

(4) ①その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅であって、かつ、令第6条第1項に規定する販売新築住宅であるものの戸数

ヘ

②法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特例適用後の戸数

令第6条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特



者の販売瑕疵負担割合の割合	例適用前の戸数	例適用後の戸数
合計戸数	へ	ト

(5) 住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

$$\text{イ} + \text{ハ} + \text{ホ} + \text{ト} = \text{チ}$$

2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数 リ

2-3 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

2-4 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計)ヌ

2-5 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ル

2-6 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)ヲ

2-7 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

$$\text{ヌ} + \text{ル} + \text{ヲ} =$$

- 3 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
	合計戸数

- 4 1の基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計戸数

- 注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。
- 注2 「販売瑕疵負担割合」とは、令第6条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。
- 注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあつては、当該端数を切り上げて記載するものとする。
- 注4 2-2の合計戸数の記載に当たり、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。
- 注5 2-5の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

住宅販売瑕疵担保保証金について他の債権者に先立って  
弁済を受ける権利を有することについての確認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第14条第2項第3号の規定により、供託宅地建物取引業者が供託をしている住宅販売瑕疵担保保証金について他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについて確認を受けたく、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

氏名又は名称

印

（法人にあつては、代表者の氏名）

電話番号

国土交通大臣 殿

記

- 1 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第14条第1項の供託宅地建物取引業者の名称
- 3 法第14条第1項の損害賠償請求権の額

住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第16条において読み替えて準用する同法第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出時の免許証番号

商号又は名称

郵便番号

主たる事務所の所在地

氏名（法人にあつては、代表者の氏名） 印

電話番号

ファクシミリ番号

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
知事

記

- 1 法第14条第1項の権利の実行により、国土交通大臣又は都道府県知事から通知書の送付を受けた日

年 月 日

- 2 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

- 3 直前の基準日において供託していた住宅販売瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計)イ

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ロ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)ハ

(4) 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

イ + ロ + ハ =

4 法第6条第1項の権利の実行その他の理由により還付された住宅販売瑕疵担保保証金の額

5 法第6条第1項の権利の実行その他の理由により生じた住宅販売瑕疵担保保証金の不足額

6 新たに供託した住宅販売瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計)ニ

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ホ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)へ

(4) 新たに供託した住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ニ + ホ + ヘ =

注 3 (2) 及び 6 (2) の割合は、第 15 条第 1 項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

住宅販売瑕疵担保保証金の保管替え等についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第22条において読み替えて準用する第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出時の免許証番号

商号又は名称

郵便番号

主たる事務所の所在地

氏名（法人にあつては、代表者の氏名） 印

電話番号

ファクシミリ番号

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
知事

記

- 1 主たる事務所の所在地の変更年月日

年 月 日

- 2 主たる事務所の所在地について

(新)

(旧)

- 3 住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている供託所及びその所在地について

(新)

(旧)

住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しについての承認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第16条において読み替えて準用する同法第9条第2項の規定により、住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しについて承認を受けたく、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請時の免許証番号  
商号又は名称  
郵便番号  
主たる事務所の所在地  
氏名（法人にあっては、代表者の氏名） 印  
電話番号  
ファクシミリ番号

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
知事

記

1 基準日 年 月 日

2 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

イ

3 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

ロ

4 3の基準額を超えることとなった額

イ - ロ =

5 取戻しをしようとする住宅販売瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
------	-------	------	------



			(計)ハ

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ニ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)ホ

(4) 取戻しをしようとする住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ハ + ニ + ホ =
-------------

注 5 (2) の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

第十三号様式（第二十三条関係）

住宅瑕疵担保責任保険法人指定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所

申請者の名称 印

代表者の氏名

住宅瑕疵担保責任保険法人の指定を受けたいので、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

- 1 保険等の業務を行う事務所の所在地
- 2 保険等の業務を開始しようとする年月日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

住宅瑕疵担保責任保険法人名称等変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所

届出者の名称

印

代表者の氏名

（１）保険法人の名称又は住所

（２）保険等の業務を行う事務所の所在地

を変更するので、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 18 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2 変更の理由

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 としてください。

住宅瑕疵担保責任保険法人役員選任等認可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所

申請者の名称 印

代表者の氏名

住宅瑕疵担保責任保険法人の役員（解任）について認可を受けたいので、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第20条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

- 1 役員として選任（解任）しようとする者の氏名
- 2 選任（解任）の理由
- 3 選任の場合にあつては、その者の略歴

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

第十六号様式（第二十七条関係）

住宅瑕疵担保責任保険法人保険等業務規程認可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所

申請者の名称 印

代表者の氏名

保険等の業務に関する規程について認可を受けたいので、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第21条第1項前段の規定により、別添のとおり申請します。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

第十七号様式（第二十七条関係）

住宅瑕疵担保責任保険法人保険等業務規程変更認可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所

申請者の名称 印

代表者の氏名

保険等の業務に関する規程の変更について認可を受けたいので、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第21条第1項後段の規定により、下記のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

第十八号様式（第二十九条関係）

住宅瑕疵担保責任保険法人事業計画等認可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所

申請者の名称 印

代表者の氏名

事業計画及び収支予算について認可を受けたいので、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第22条第1項前段の規定により、別添のとおり申請します。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

住宅瑕疵担保責任保険法事業計画等変更認可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所

申請者の名称 印

代表者の氏名

事業計画及び収支予算の変更について認可を受けたいので、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第22条第1項後段の規定により、下記のとおり申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。



表

____年__月__日発行第____号（____年__月__日まで有効）		
職 名	氏 名	生 年 月 日

刻  
印

(写真)

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第28条第2項の規定による  
立 入 検 査 証

\_\_\_\_\_(発行権者)\_\_\_\_\_印

裏

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律抜粋

第28条 国土交通大臣は、保険等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、保険法人に対し業務若しくは財産の状況に関して報告を求め、又はその職員に、保険法人の事務所に立ち入り、保険等の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第42条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした保険法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

住宅瑕疵担保責任保険法人業務休廃止許可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所

申請者の名称 印

代表者の氏名

保険等の業務の一部（全部）の休止（廃止）について許可を受けたいので、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第29条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

- 1 休止（廃止）しようとする保険等の業務の範囲
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）の理由

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

特別住宅紛争処理申請書

年 月 日

指定住宅紛争処理機関 殿

申請人 印

1. 申請人及びその代理人並びに相手方の氏名又は名称及び住所

---

申請人 【氏名又は名称】

【住所】

【電話番号】

---

代理人 【氏名又は名称】

【住所】

【電話番号】

---

相手方 【氏名又は名称】

【住所】

【電話番号】

---

2. 保険住宅に関する事項

【保険証券番号】

【保険住宅の所在地】

【当該住宅が建設住宅性能評価書の交付を受けている場合にあつては、評価住宅番号】

3. 特別住宅紛争処理の別

あつせん ・ 調 停 ・ 仲 裁

4. 特別住宅紛争処理を求める事項

5. 紛争の問題点、交渉経過の概要及び請求の内容

6. その他の特別住宅紛争処理を行うに際し参考となる事項

【契約の種類】	建設工事請負契約 ・ 売買契約		
【契約金額】	円		
【引渡し時期】	年	月	日
【住宅の概要】			
【構造・工法】			
【竣工時期】	年	月	日
【延べ面積】			m <sup>2</sup>

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
  - 2 指定住宅紛争処理機関が、業務の円滑な実施を図るため必要な範囲内でこの様式の一部を変更した場合は、それによることができます。
  - 3 申請人（申請人が法人である場合にあっては、その代表者）の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
  - 4 各欄に記載すべき事項は、別紙により提出することができます。
  - 5 登記事項証明書、資格証明書等の所要の書類を併せて提出してください。
  - 6 契約書その他特別住宅紛争処理の参考となる書類を併せて提出してください。

年度特別紛争処理助成金使途計画書

（ 年 月 日から 年 月 日）

年 月 日

住宅紛争処理支援センター 殿

指定住宅紛争処理機関名

印

代表者の氏名

科 目	予算額(円)	前年度予算額(円)	増減(円)	備考
I 収入の部				
1. 助成金収入				
2. 申請手数料収入				
3. 当事者負担金				
収入合計				
II 支出の部				
1. 人件費				
2. 事務所使用料				
3. 貸会議室使用料				
4. 紛争処理委員謝金				
5. 鑑定・現地調査費				
6. 設備費				
7. 諸雑費				
8. 設立準備費				
支出合計				

(注意)

- ① 収入合計、支出合計の一致を確認してください。
- ② 支出の部に掲げる科目以外にも科目（細目を含む。）を設けることができます。
- ③ 備考欄には、必要に応じ、各科目の予算額について、その主な使途、前年度予算との増減の要因等を記入してください。

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
  - 2 代表者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。



### 3. 事務所使用料

(1) 事務所所在地

(2) 事務所区分（どちらかに○）

（所有事務所・借用事務所）

事務所賃料（円） （A）	総床面積（㎡） （B）	特別紛争処理業務使用床面積（㎡） （C）	助成申請額（円） （A）×月数×（C）/（B）

（注意）

- ① 給与とは、基本給及び賞与のことを示します。
- ② 職員給与の従事割合欄には、今期当該職員が、職務のうち特別住宅紛争処理業務に従事する割合の見込値を記入してください。
- ③ 職員退職金の勤続年数は、四捨五入により小数点第2位まで算出してください。
- ④ 職員退職金の特別紛争処理実質従事年数は、過去の勤務年数における従事割合実績値及び今期における従事割合見込値の合計を、四捨五入により小数点第2位まで算出してください。

（例）1年目従事割合30%、2年目従事割合40%、3年目（今期）従事割合50%で6ヶ月勤務後退職予定の職員の場合

$$\text{特別紛争処理実質従事年数} = 0.3 + 0.4 + 0.5 \times (6 / 12) = 0.95 \text{年}$$

- ⑤ 事務所使用料の事務所賃料は、1月当たりの賃料を記入してください。
- ⑥ 事務所使用料の特別紛争処理業務使用床面積とは、所有事務所又は借用事務所において特別紛争処理の業務に利用されている部分の面積のことです。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

2 代表者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。





年度特別紛争処理助成金使途報告書

（ 年 月 日から 年 月 日）

年 月 日

住宅紛争処理支援センター 殿

指定住宅紛争処理機関名

印

代表者の氏名

科 目	決算額(円)	前予算額(円)	差異(円)	備考
I 収入の部				
1. 助成金収入				
2. 申請手数料収入				
3. 当事者負担金				
収入合計 (A)				
II 支出の部				
1. 人件費				
2. 事務所使用料				
3. 貸会議室使用料				
4. 紛争処理委員謝金				
5. 鑑定・現地調査費				
6. 設備費				
7. 諸雑費				
8. 設立準備費				
支出合計 (B)				
助成返還金 (A) - (B)				

(注意)

- ① 収入合計と、支出合計及び助成返還金の合計額の一致を確認してください。
- ② 支出の部に掲げる科目以外にも科目（細目を含む。）を設けることができます。
- ③ 備考欄には、必要に応じ、各科目の決算額について、その主な使途、予算額との差異の要因等を記入してください。

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
  - 2 代表者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

## 別記算式

$$\frac{\text{額面金額} - \text{発行価額}}{\text{発行の日から償還の日までの年数}} \times (\text{発行の日から供託の日までの年数} + 4)$$

この式の計算は、発行の日から償還の日までの年数若しくは発行の日から供託の日までの年数について生ずる1年未満の端数又は額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生ずる1円未満の端数は、切り捨てる。